第 200900072471 号 第 200900072486 号 第 200900072497 号 平成 2 1 年 7 月 2 9 日

各市町(境港市を除く。)長 様

鳥取県防災監 (公印省略) 鳥取県福祉保健部長 (公印省略) 鳥取県県土整備部長 (公印省略)

災害時要援護者が利用する施設における土砂災害に対する警戒避難体制について(依頼)

平成21年7月中国・九州北部豪雨では、20人以上の死傷者及び行方不明者が発生する等、大きな被害が発生しました。

なかでも、山口県防府市の土砂災害警戒区域内にあった特別養護老人ホームでは、土石流の流入により多くの入所者に死傷者及び行方不明者が発生しており、災害時要援護者が利用する施設(以下「災害時要援護者施設」という。)への災害時の連絡体制の重要性について改めて認識したところです。

土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設の警戒避難体制については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)第7条において、市町村防災会議は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村地域防災計画に定めるとともに、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとされています。

ついては、近年土砂災害が頻発し県内でも甚大な被害を被っていることにかんがみ、下記の点に留意して、貴市町内の災害時要援護者施設に対する土砂災害警戒避難体制について再度確認を行い、情報伝達等の徹底を図っていただくようお願いします。

また、土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設への情報の伝達方法について、策定状況を把握したいので、下記の調査に御協力くださるよう併せてお願いします。

記

1 土砂災害の警戒避難体制確立に向けた留意事項

- (1)土砂災害防止法第7条第2項において市町村防災会議が定めることとされている、 土砂災害警戒区域内にある災害時要援護者施設への土砂災害に関する情報、予報及び 警報の伝達方法について点検を行い、確実に緊急情報を伝達できるようにしておくた め、各市町において土砂災害警戒区域内における災害時要援護者施設を確認し、施設 管理者と連携の上、情報伝達体制を整備すること。
- (2)上記(1)において整備した災害時要援護者施設への土砂災害に関する情報、予報 及び警報の伝達方法などについて、市町村地域防災計画に記載するなど明確に定める こと。
- (3)大雨警報、土砂災害警戒情報等の土砂災害に係る情報が発出された場合においては、土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設に対し、それらの情報を迅速に伝達すること。

なお、危険度や緊急性に応じて避難勧告等を迅速かつ的確に住民に発出できる体制を整えるとともに、防災行政無線等のほか、電話、消防団、自主防災組織等によるなど、効果的かつ確実な手段により情報を伝達すること。

(4)緊急時において適切な避難行動がとれるよう、住民に対し具体的かつわかりやすい 防災情報の提供に努めること。また、平時から各種媒体を活用し、災害の前兆現象、 危険性など災害に関する知識の普及啓発に努めること。

2 依頼事項

土砂災害警戒区域内にある災害時要援護者施設について、別添様式に必要事項を記載の上、平成21年8月3日(月)までに下記担当まで御回答くださるようお願いします。 ただし、貴市町において既にリストを整備しており、それにより下記事項が確認できる場合は、当該既存リストの提出により回答に代えていただいても結構です。

なお、貴市町内の災害時要援護者施設のうち福祉施設については、WAM NET(URL http://www.wam.go.jp/)で確認できるほか、入所施設及び通所施設の一覧を添付しますので、参考としてください。

(必要記載事項)

- ・施設の名称
- ・施設の分類
- ・施設の所在地
- ・施設の所在地が土砂災害警戒区域内にあるか否か
- ・施設に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達体制が整備されているか 否か

(回答先)県土整備部治山砂防課企画調査係

【参考】土砂災害防止法(抜粋)

(警戒避難体制の整備等)

第七条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の 長。以下同じ。)は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画(災害対策 基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による市町村地域防災計画をいう。)にお いて、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の 発 令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な 警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

- 2 市町村防災会議は、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災 上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避 難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるもの とする。
- 3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、第一項に規定する市町村地域防災計画に基 づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜 地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な 警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した 印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

担当:

防災局防災チーム企画担当 永江 電 話 5200-7584(防災行政無線) ファクシミリ 5200-8137 (防災行政無線) 電子メール bousai@pref.tottori.jp 福祉保健部福祉保健課地域福祉係 森岡 電 話 5200-7158(防災行政無線) ファクシミリ 5200-8117(防災行政無線) 電子メール moriokaj@pref.tottori.jp 県土整備部治山砂防課 林 電 話 5200-7819 (防災行政無線)

ファクシミリ 5200-8130 (防災行政無線) 電子メール hayashi-s@pref.tottori.jp